

明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会

〔第2回〕

日時：2025年10月30日（木）14時00分～

場所：明石市役所議会棟2階 大会議室

次 第

1. 開 会
2. 第1回分科会の報告
3. 明石市場が担うべき役割
4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能
5. 開設者・運営者
6. その他
7. 閉 会

■委員名簿

| 役職 | 選出区分 | 氏名 | 所属・職名 |
|-----|-------|--------------------|---------------------------------------|
| 会長 | 学識経験者 | たけかわ ひろこ 竹川 宏子 | 兵庫大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科 教授 |
| 副会長 | 学識経験者 | そえじま くみ 副島 久実 | 摂南大学農学部食農ビジネス学科 准教授 |
| 委員 | 場内事業者 | ふじた まさはる 藤田 正治 | 神果神戸青果株式会社明石支社 支社長 明石市卸売市場運営協議会 会長 |
| 委員 | 場内事業者 | かわさき よしあき 川崎 喜昭 | 吉野屋海産有限会社 代表取締役 明石海産卸売協同組合 理事長 |
| 委員 | 公募市民 | こうたり たけし 神足 武志 | |
| 委員 | 公募市民 | ほりた しゅういち 堀田 修一 | |

■事務局

| 氏名 | 役職 |
|---------|---------------------|
| 請 井 孝 博 | 環境産業局長 |
| 水 野 賢 一 | 環境産業局産業振興部長兼産業振興室長 |
| 名 村 直 樹 | 環境産業局産業振興室商工政策課長 |
| 稻 垣 光 繁 | 環境産業局産業振興室商工政策課振興係長 |
| 兵 頭 晖 | 環境産業局産業振興室商工政策課事務職員 |

〈連絡先〉

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市環境産業局産業振興室商工政策課

電話：078-918-5098

E-mail：sansei@city.akashi.lg.jp

2. 第1回分科会の報告

開催概要

開催日時：2025年10月3日（金）10:00～、10月4日（土）14:00～
開催場所：明石市公設地方卸売市場 管理棟2階 会議室

出席者数

| 開催日 | 出席者数 | | | | |
|----------|--------------|----------|----------|----------|----------|
| | 事業者数 (人数) | 内訳 | | | |
| | | 卸 | 水産仲 | 青果仲 | 関連 |
| 10月3日（金） | 13 (15) | 1 (2) | 0 (0) | 6 (6) | 6 (7) |
| 10月4日（土） | 9 (10) | 0 (0) | 7 (8) | 1 (1) | 1 (1) |
| 合 計 | 22 (25) | 1 (2) | 7 (8) | 7 (7) | 7 (8) |

※10月1日時点の事業者数 54（卸2、水産仲14、青果仲13、関連25）

内容

【事前準備】

I. 下記①～③に関する意見を「検討シート」に記入

①明石市場が担うべき役割

（特に「公設市場」としての役割）

②明石市場の取扱量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

③ 明石市場の開設者・運営者は誰が担うべきか（理由を含めて）

【当 日】

II. 第1回あり方検討委員会実施状況の報告

III. 上記 I. の意見の発表及び意見交換など

明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会【第1回】分科会 検討シート

| | |
|----------------|--|
| 記入者氏名 | |
| 会社名 | |
| 区分 (いずれかに○) | 青果(卸) · 青果(仲卸) · 水産(卸) · 水産(仲卸) · 関連事業 |

■明石市場が担うべき役割

◆「公設市場」としての役割

■明石市場の取扱量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

■明石市場の開設者・運営者は誰が担うべきか

▶開設者（いずれか1つに○）

明石市 · 第三セクター · 民間（市場関係者） · 民間（市場関係者以外）

〔理由〕

▶運営者（いずれか1つに○）

明石市（直営） · 明石市（指定管理者） · 民間

〔理由〕

2. 第1回分科会の報告

■ 主な意見

■ 「公設市場」としての役割

- ・ 食の**安定供給**と**安定した価格の形成**
- ・ **学校給食**や保育園などへの食材提供
- ・ 地産地消の促進
- ・ 小中学生の見学受け入れを通じた**食育の推進**
- ・ 生産者と消費者を結び付け、**地域の産業振興**を図る
- ・ 生産者の生活を守る
- ・ 生産者の育成支援
- ・ **防災拠点機能**(災害時の食の供給拠点、防災備蓄倉庫)

■ 明石市場が担うべき役割

- ・ 安全・安心な食の提供(市民の食を支える)
- ・ 食の流通拠点
- ・ 取引の適正化と生産及び流通の円滑化
- ・ 明石産品の**ブランド力の維持、発信**の拠点
- ・ 食の情報発信 (ホームページ・市場開放・料理教室など)
- ・ 従業員の雇用を通じて**明石市の経済を支える。**

2. 第1回分科会の報告

■ 主な意見

■明石市場の取扱量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

- コールドチェーンの確保(品質保持・ロスの削減)
- HACCPの認証取得
- 物流・配送機能、保管・加工機能の併設
- 青果・水産だけでなく、食肉・花き等の機能を付加
- 一般顧客への開放(イベントを通じた明石市場の認知度向上・賑わい創出、一般客への販売、飲食機能の充実)
- 賑わい形成に必要な施設の併設(道の駅、温浴施設など)
- 海外・国内販路の強化
- 独自の通販サイトの開設
- 地元産品の取扱いを強化
- 産地情報を的確に仲卸に伝える
- 明石ブランドのさらなる向上とSNS等を用いた情報発信
- 地産地消の取組の推進(給食食材の提供、地元飲食店とのタイアップ)
- 市場内業者の連携強化(勉強会、意見交換会など)

2. 第1回分科会の報告

■ 明石市場の開設者

| | 明石市 | 第三セクター | 民間 (市場関係者) | 民間 (市場関係者以外) | 未回答 |
|--------|-----|--------|---------------|-----------------|-----|
| 水産（卸） | 1 | — | — | — | — |
| 青果（仲卸） | 6 | — | — | — | — |
| 水産（仲卸） | 7 | — | — | — | — |
| 関連事業 | 5 | — | — | — | 1 |
| 合計 | 19 | 0 | 0 | 0 | 1 |

■ 理由（主なもの）

▶ 明石市

- ・ 民間よりも安定した運営ができるから
- ・ 学校給食への食材の提供など、公共性の高い取組を行っているから
- ・ 多くの市場従業員が働き、地域経済に大きな影響を与えていたから
- ・ 地元産品の流通拠点として重要な役割をしているから
- ・ 「公設市場」で営業していることによる信用力を担保したいから
- ・ 民間事業者の監視・抑止力をもつため
- ・ 公正な立場

2. 第1回分科会の報告

■ 明石市場の運営者

| | 明石市 (直営) | 明石市 (指定管理者) | 民 間 | 未回答 |
|--------|-------------|----------------|-----|-----|
| 水産（卸） | — | 1 | — | — |
| 青果（仲卸） | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 水産（仲卸） | — | 7 | — | — |
| 関連事業 | 1 | 3 | — | 2 |
| 合計 | 2 | 13 | 1 | 4 |

■ 理由（主なもの）

▶ 明石市（指定管理者）

- ・ 民間のノウハウの導入による柔軟な運営と効率化を図れるから
- ・ 明石市との連携が重要であるから
- ・ 指定管理者と市場内事業者との連携が必要だから
- ・ 公募により選定されており、信頼できるから
- ・ 現状に不満がないから

▶ 民 間

- ・ 迅速かつ効率的に事業を進めるためには、民間の競争力が必要だから

3. 明石市場が担うべき役割

■ 「公設市場」としての役割

■ 明石市場が担うべき役割

3. 明石市場が担うべき役割

(参考) 市場の役割

一般的に、卸売市場には、「集荷・分荷」、「価格形成」、「代金決済」、「情報受発信」の役割があります。

また、これら以外にも、明石市公設地方卸売市場では、**学校給食などへの食材の提供や明石産品の販路活性化などの取組**を行っています。

集荷・分荷

全国からたくさんの種類の食材を集めて、販売先のニーズに合わせて、小分けにするなどして食材を届けます。

価格形成

卸売市場では、ルールに従つて公正な取引が行われるため、公正で、透明性の高い価格が形成されます。

代金決済

商品の販売代金を速やかに決済し、生産者の所得の安定に寄与しています。

情報受発信

生産者に販売先から得た「売れ筋商品の情報」を伝えたり、販売先に「産地の生産状況」などを伝えます。

給食食材の提供

地産地消の取組として、中学校給食に食材を提供しています。

[2024年度]
明石鯛の切り身、 鰯のつみれ
アカエイの唐揚げ

福祉事業

こども食堂に食材を提供しています。
[2024年度]
3か所・28回

販路開拓

東南アジアへの販路開拓の取組を進めています。
また、保育・介護施設や病院などへの食材の提供も行っています。

3. 明石市場が担うべき役割

(参考) 卸売市場制度の変遷

※平成30年5月23日衆議院農林水産委員会における答弁をもとに事務局で図表化

中央卸売市場法 (大正12年法律第32号)

旧・卸売市場法 (昭和46年法律第35号)

改正・卸売市場法 (令和2年6月21日施行)

背景

- ▶食料供給が不十分（米騒動の発生など）
- ▶問屋による買占めや売惜しみによる価格つり上げが横行

卸 売 市 場

中央卸売市場 認可

- ▶中央卸売市場の開設と卸売業者の業務を許認可制
- ▶取引に厳格な規制

大

卸 売 市 場

中央卸売市場 認可

地方卸売市場 認可

- ▶地方卸売市場に対する規制を追加
- ▶認可を受けなければ卸売市場を開設できない。
- ▶運営の細部にわたって国が一律に法律で規制

卸 売 市 場

中央卸売市場 認定

地方卸売市場 認定

その他の卸売市場

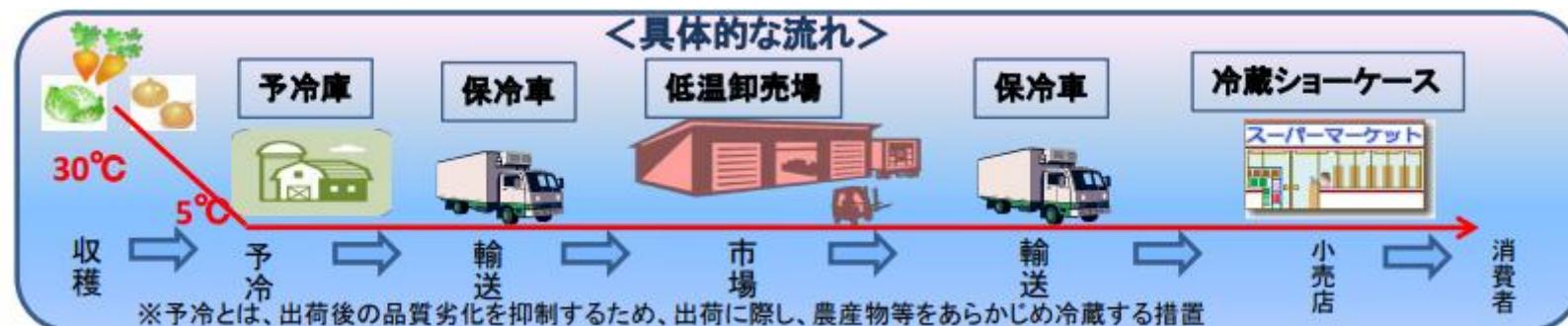
- ▶認定を受けずとも卸売市場を開設できる。
- ▶一定の要件（公正な取引ルール）を満たす卸売市場を認定
- ▶卸売市場の公共性に必要な遵守事項は、法律で規制
- ▶その他の取引ルールは、各卸売市場が自主的に定める。
- ▶民間も中央卸売市場の開設者となれる。

小

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

■ コールドチェーン（低温流通）

コールドチェーンとは、生産・輸送・消費の過程において、生鮮食品を一貫して低温に保って流通させること。食の安全・安心の確保など社会的要請が高まるなか、卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、生鮮食品の品質保持システムの確立が重要となっている。



メリット

①品質・鮮度保持

- ・適切な温度管理により品質・鮮度を保持できる

②品質・安全性の向上

- ・食中毒や健康被害の原因となる微生物や病害虫の増殖を防止

③販路拡大

- ・遠隔地まで商品を届けることができる
- ・品質管理に厳しい販売先との取引が可能となる

④ロス削減

- ・品質が保持できるため、商品のロスが削減できる

デメリット

①導入・管理コスト

- ・設備の導入コストや電気代などの運用コスト
- ・施設使用料（家賃）アップ

②物流時間の増大

- ・品質管理のための検査などに時間がかかる

③運用における人材確保

- ・コールドチェーンの運用には熟練した人材が必要

④リスク管理

- ・作業ミスなどによる許容範囲外の温度変化が発生するリスク

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

■ コールドチェーン（低温流通）

| | 優先度 | コメント |
|-------|---------------|------|
| 竹川会長 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 副島副会長 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 藤田委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 川崎委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 神足委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 堀田委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

HACCP（ハサップ）

- HACCPとは、事業者自らが、原料の入荷から製造、加工、製品の出荷に至るまでの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を把握し、これを科学的根拠に基づいて管理することにより、製品の安全性を確保する衛生管理の方法
- 国連のFAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）の合同機関であるコーデックス委員会は、各国にHACCPによる衛生管理を推奨しており、今では、HACCPによる衛生管理を行うことは国際基準になっている。
- 食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から原則としてすべての食品事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられている。
- HACCPに沿った衛生管理には、①ハサップに基づく衛生管理と②ハサップの考え方を取り入れた衛生管理があり、事業者にはそれぞれの規模や業種に応じてどちらかの衛生管理の実施が義務付けられている。

■HACCP認証を受けることにより、取引先の信用力が向上

（新たな取引先の開拓）

■一方で、認証を受けるための費用や設備導入に係る経費が必要

■HACCP認証を前提とした再整備計画が必要

■設備導入に伴う施設使用料（賃料）アップ

（参考）HACCPに対応する施設整備の例

- ・温水供給（手洗いの徹底）
- ・排水勾配や排水栓の適正配置
- ・閉鎖型施設
- ・エアカーテン
- ・高速シートシャッター
- ・施設内（低温エリア）の結露・カビ対策
- ・換気設備

| 全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）＊が衛生管理計画を作成 | |
|--|---|
| <p>① 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)</p> <p>コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 大規模事業者◆ と畜場【と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者】◆ 食鳥処理場【食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。）】 | <p>② 取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)</p> <p>各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 小規模な営業者等 |

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

HACCP (ハサップ)

| | 優先度 | コメント |
|-------|---------------|------|
| 竹川会長 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 副島副会長 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 藤田委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 川崎委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 神足委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 堀田委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

災害時における生鮮食料品流通拠点機能

- 大規模地震などの災害時においても、生鮮食品を供給する拠点としての機能を発揮するためには、施設の耐震性のほか、非常用電源の導入などを検討する必要がある。
- 災害時における流通機能を途絶えさせないよう、BCP（事業継続計画）策定に向けた取組が必要である。
☞(株)明石卸売市場管理センターは事業継続力強化計画の認定を受けている（2023年8月8日認定）

▶事業継続力強化計画

- ・複数の事業者で策定する防災減災に対応する取組をまとめた計画
- ・(株)明石卸売市場管理センターは、以下の5者と連携して事業継続力強化計画を策定している。
①神果神戸青果、②神港魚類㈱、③明石海産卸売協同組合
④明石青果仲卸協同組合、⑤明石市公設地方卸売市場関連事業組合
- ・BCPが「事業の継続・復旧」に重点を置いている一方で、事業継続力計画は「災害を乗り切ること」に重点を置いている。

▶BCP（事業継続計画）

- ・企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画
- ・BCPの策定と導入には、計画策定に係るコンサル費用のほか、データバックアップシステムや緊急時の通信インフラの整備などの費用がかかる。

■ 災害時相互応援に関する協定書（平成29年9月1日締結）

☞明石市が加入する全国公設地方卸売市場協議会において、地震等による大規模な災害が発生し、被災市が独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合、他の開設市が被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に協定を締結している。

■ 災害時の一時避難場所としての機能のほか、広大な敷地を活用した防災備蓄機能についても検討が必要である。

(参考) 備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽の整備状況

| | | | |
|--------------------|---------------|----------------|----------------|
| 朝霧公園(松が丘5丁目) | 望海浜公園(船上町) | 松江公園(松江) | 金ヶ崎公園(魚住町金ヶ崎)※ |
| 大蔵海岸公園(大蔵海岸通1・2丁目) | 上ヶ池公園(小久保1丁目) | 八木遺跡公園(大久保町八木) | 明石海浜公園(二見町南二見) |

※金ヶ崎公園は備蓄倉庫のみ

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

災害時における生鮮食料品流通拠点機能

| | 優先度 | コメント |
|-------|---------------|------|
| 竹川会長 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 副島副会長 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 藤田委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 川崎委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 神足委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |
| 堀田委員 | 高 A ・ B ・ C 低 | |

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

■ その他

■加工・冷蔵冷凍・保管・配送施設

- 単身世帯の増加などにより、内食や外食から中食への転換が一層進展し、加工食品に対する需要が増大していくと見込まれている。
例：塩干や冷凍品の取扱量の増加、カット野菜などの需要の増加
- 飲食事業者、学校・病院・事業所給食等のニーズに対応するため、加工・冷蔵冷凍・保管施設の重要性が高まっている。
- 加工業者の誘致または加工施設の整備
- 冷蔵冷凍・保管施設の整備
- 配送事業者の誘致または配送施設の整備

■賑わい創出施設

- 一般顧客への開放（イベントを通じた明石市場の認知度向上・賑わい創出、一般客への販売、飲食機能の充実）
- 賑わい形成に必要な施設の併設（道の駅、温浴施設など）

(参考) 一般への市場開放の取組（令和6年度実績）

さかな文化祭

実 施 日：11月4日(月・祝) 午前10時～午後2時

来場者数：約4,200人

年末開放

実 施 日：12月29日(日)～31(火) 午前4時～午前9時

来場者数：約3,000人（3日間）

4. 明石市場の取扱数量・取扱高の維持・向上を図るために必要な機能

その他

コメント

竹川会長

副島副会長

藤田委員

川崎委員

神足委員

堀田委員

5. 開設者・運営者

開設者
運営者

民 間

第三セクター

公 設

指定管理者

市直営

市の関与

小

大

- ▶適時適切な人材採用による指導監督体制の確保が可能
- ▶迅速な意思決定や柔軟な運営が可能で、市場環境や顧客ニーズの変化に素早く対応可能
- ▶市場原理に基づく経営により、他市場や他業態との競争力の向上が可能
- ▶コスト低
(市の財政負担が小さい)

- ▶行政主導で公共性の維持と民間による効率性のバランスを確保した市場運営が可能
- ▶地元企業や関係団体が参画することで、地域の実情やニーズを反映した運営が可能
- ▶コスト負担
(民間資本やノウハウの活用により、行政の直接的な財政負担を抑制)

- ▶安定した市場の開設
- ▶行政が全面的に運営するため、公共性・信頼性が非常に高い
- ▶経営方針や重要事項については自治体の意向が反映されやすい
- ▶災害時の食の共有拠点として位置付けやすい

メリット

「公平な取引」については、法令等により担保※される。

- ▶「公設」に比べて社会的信用が低い
- ▶「行政の看板」がないため、集荷力や取引先の確保が課題
- ▶民間企業の経営状況に大きく依存することによる市場運営の不安定化リスク
- ▶効率性や利益追求が優先され、消費者や地域への配慮が後回しになるリスク

- ▶コスト負担
(経営悪化時に自治体負担増)
- ▶意思決定や責任分担が複雑化する可能性がある
- ▶民間活力が十分発揮されない可能性がある

- ▶指導監督体制の確保が困難
- ▶経営ノウハウに乏しい
- ▶経営の自由度・機動力が低い
- ▶コスト高
(市の財政負担が大きい)
- ▶指定管理者制度を導入する場合、運営責任の所在が曖昧になる可能性がある

※：法令により担保される公正な取引（卸売市場法第13条第5項第5号）

- ・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと
- ・卸売業者は、出荷者・仲卸業者などに対して、不当に差別的な取扱いをしないこと
- ・卸売業者は、業務規程に定められた方法により卸売をすること

- ・卸売業者は、取扱品目その他売買取引の条件を公表すること
- ・取引参加者は、業務規程に定められた方法により決済を行うこと
- ・卸売業者は、売買取引の結果（卸売数量・価格）などを定期的に公表すること

5. 開設者・運営者

| | 民間 | 第三セクター | 公 設 |
|-------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 竹川会長 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 副島副会長 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 藤田委員 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 川崎委員 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 神足委員 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 堀田委員 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

優先度 高 A · B · C 低

6. その他

■今後のあり方検討委員会の日程

■ 第3回

日 時 2025年11月19日（水） 14時00分～

場 所 明石市役所 議会棟2階 大会議室

主な検討項目

- ・再整備の方向性（建替え、改修ほか）
- ・再整備の場所

■ 第4回

日 時 2026年1月22日（木） 14時00分～

場 所 明石市役所 議会棟2階 大会議室

主な検討項目

- ・施設の規模
- ・再整備の方法

■ 第5回

日 時 2026年4月21日（火） 14時00分～

場 所 明石市役所 議会棟2階 大会議室

主な検討項目

- ・第2回分科会の報告
- ・報告書のまとめ

【市役所駐車場・バス停移転のお知らせ】

- ・新庁舎建設工事に伴い、立体駐車場は閉鎖となっています。
- ・来庁者用駐車場とバス停の位置が西側に移転しています。



市内の漁港で水揚げされた漁獲物の流通経路

市内の漁港で水揚げされた漁獲物は、原則として漁協が設置する産地市場がある場合（JF明石浦、JF林崎）は産地市場に出荷され、その他の漁獲物は、一部漁協による共同出荷分を除き、明石市公設地方卸売市場あるいは神戸市中央卸売市場等の消費地市場に個人出荷されます。

産地市場に上場された漁獲物は魚の棚商店街をはじめとする市内鮮魚小売店や仲買業者、量販店を経由して市民に供給されるほか、大阪市場や京都市場等の関西市場を中心に県外の消費地市場にも流通しています。近年、明石産の販路拡大と高付加価値化を図るために、産地市場に漁協が自ら参入し、直接関東圏の中央卸売市場等へ出荷するルートも開拓されています。

（出典：第2次明石市水産業振興計画）

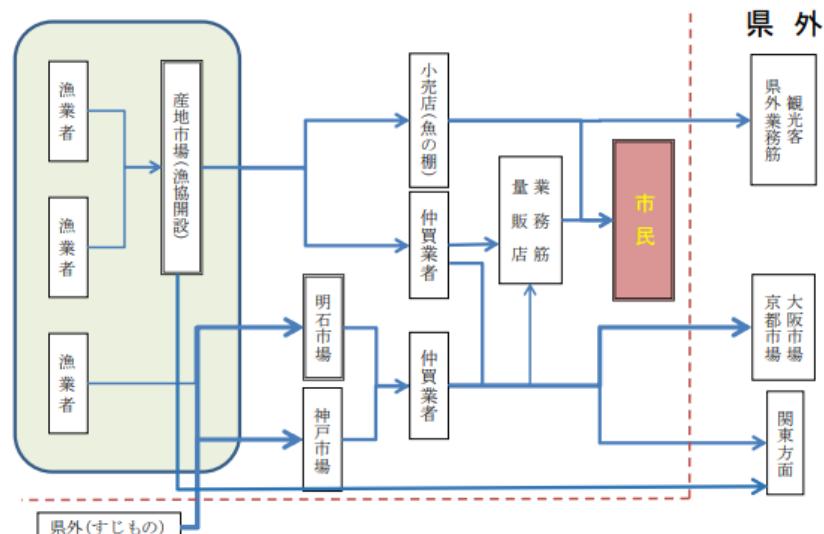


図3-7 明石市における漁獲物(養殖ノリを除く)の流通経路

明石市場における漁獲物の取扱状況

鮮魚は、「すじもの」と呼ばれる県外からの搬入物と、「漁師もの」と呼ばれる県内産近海物に分けられます。明石市公設地方卸売市場は消費地市場であるため「すじもの」の取扱いが中心となっており、「漁師もの」の取扱量はここ5年間では15~23%です。このうち明石市内の漁協から公設市場へ出荷される水産物は、総出荷額の1/10以下と推測され、そのほとんどがマダイ、マダコです。

（出典：第2次明石市水産業振興計画）

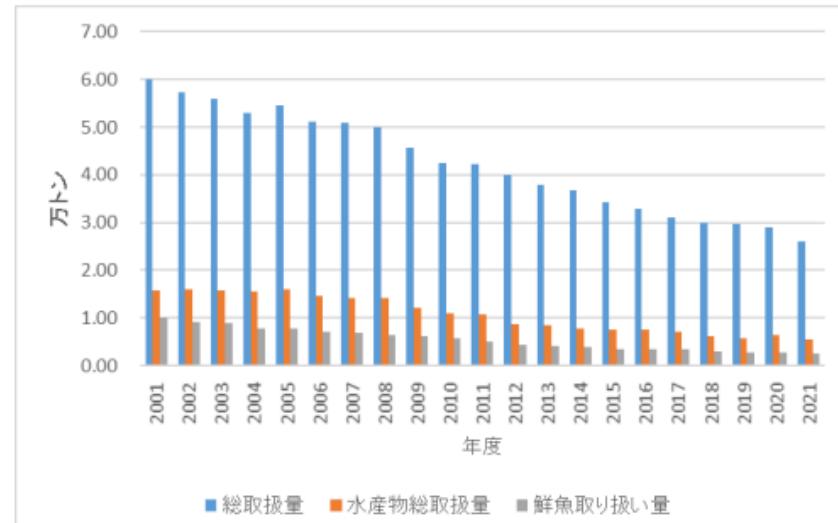


表3-6 公設市場の取扱量の推移

■参考資料

小学校給食における明石・近郊産野菜、県産野菜の使用状況（令和6年度）

上段：kg / 下段：%

| 使用量合計 | ①明石・近郊 | ②県 産 | ①+② |
|---------|--------|--------|--------|
| 306,911 | 10,480 | 54,016 | 64,496 |
| (一) | (3.4) | (17.6) | (21.0) |